

第一回國會衆議院運輸及び交通委員會會議錄第二十一号

昭和二十二年九月二十九日(月曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 正木 清君

理事高瀬 傳君 佐伯 宗義君

理事前田 郁君

井谷 正吉君 重井 應治君

島上善五郎君 館 俊三君

橋 直治君 原 彪君

堀川 恭平君 矢野 政男君

山崎 岩男君 小笠原八十美君

岡村利右衛門君 高橋 英吉君

増田甲子七君 木下 榮君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

九月二十七日

兵庫縣栗栗郡における省管自動車開設促進の陳情書外七件(兵庫縣栗栗郡魚谷村中田淺治外二百四十七名)(第三三五號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

道路運送法案(内閣提出)(第四十七號)

○前田(郵)委員長代理 會議を開きます。委員長が特別の用事がござりますので、午前中私が委員長の代理をいたします。

ではこれから道路運送法案を議題といたしまして質疑を續行いたします。なお本法案に對する總括的の質問は大

體本日で終了いたしましたして、次會から逐條審議をいたしたいと思ひます。では井谷正吉君に發言を許します。

○井谷委員 道路運送委員會の問題であります。前會の私の質問に對しまして、自動車運送事業者は、これが知事の一名の推薦に該當する場合に、知事の考慮に期待するといふような意味の御回答を得たように思ふのであります。しかし法律といふものはそこをこすりつきりしておきませんと、これをこしらるときにお互いの含み合ひで了解しております。實際にこれを實施する場合には、違つた人が各方面でやるのであるし、法文通りに解釋してまいりますから、私どもはここで氣持はわかつていても、實際の面においては、これが文字の通りに行われていくだらうと思ふのであります。先般も申し上げましたように、知事の推薦の一名といふことが、私はどうも實際の上におぼつかしいと思ひます。といふのは、かりにこの運送事業者が非常な政治的な力をもつていて、これが知事の推薦に當つたといふことになる、この委員は運送事業者の委員であるといふことも一面に言えると思ふのであります。どう考えましても、これは一名でなく、二名ないし三名にするとか、あるいはこういふ人のはいつた場合と考へても、他の關係のない人を置くといふ上からも、増員の必要があるのではな

いかといふことを私に考へざるを得ないのでござります。それからあとお尋ねいたしたいことは、旅客及び貨物の輕車輛の範圍であります。これはどういふものを指すのであるか。人力車とか、厚生車とかいふ具體的な名前をひとつ承りたいことと、それから一般乗客合旅客自動車運送事業、あるいは一般貨物旅客自動車運送事業、これに當ります者の八人以上といふこの八人にいう数字、八人以上とか八人以下になるといふことの限界であります。どういふ意味で八人といふことをうたつてあるのかといふことと、それからいろいろな禁止事項に關して、公共の福祉に反する行為の禁止といふことがありますが、これはひとつ具體的に、どういふ點が公共の福祉に反する行為であるかといふことを承りたいと思ひます。

○郷野政府委員 道路運送委員會の委員の資格の問題でございますが、自動車運送事業者を何ゆゑに除外しないか、どういふお尋ねでございますか、これは前會申しました通り、私どもの氣持をいたしましては、自動車運送事業者のみならず、この法律實施の關係から見まして、利害關係をもつておる者を、その利害關係の厚薄いかんにかかわらず、全部除外するといふことになりません。相當範圍になつてまいり

ます。またその程度も非常に差があるだらうと考へまして、現に自動車運送事業者のほか、自動車道路關係の事業者もござります。軽車輛の事業者、自家用の自動車事業者も多少の利害關係をもつてまいると存じます。また製造業者、修理業者、また販賣業者

といふものも利害關係がないわけではないと存じます。従ひましてこういふように利害關係者の範圍が非常に廣く考へられてまいりますことと、また利害關係の程度につきましても、非常に、厚薄の問題もあらうと思ひます。従ひまして法律あるいは政令によりまして、これを除外するといふことになりま

す。アメリカにおいてはこの種の委員會はむしろ行政官廳のようなものでありまして、この委員會ですべてのことを決するといふような建前をとつてお

りますので、その委員の数はごく少数でござります。なおまた候補者數人を知事に推薦願ひまして、そのうちから主務大臣が選擇いたしましたして、委員をお願いするといふような建前につきま

しては、一應研究してみたいでござります。かえつてこの道路運送委員會の機能から鑑みまして、さういふ行き方をとるよりも、主務大臣と一應關係のない形において、府縣知事が最後の決定すべき人をはつきりきめまして、御推薦願つた方が、委員會の性質上適當である。かように考へまして、その方法をとらないようにいたしたいと考へた次第でござります。

成を見ますと、ごく少數の専門的な知識經驗の深い方、ほんとうに公共の福祉を代表して仕事を處理していただくに適當な方が、ごくわずかの人數で責任をもつて仕事をやつておるといふのが委員會の適當の例のようでござります。

アメリカにおいてはこの種の委員會はむしろ行政官廳のようなものでありまして、この委員會ですべてのことを決するといふような建前をとつてお

りますので、その委員の数はごく少数でござります。なおまた候補者數人を知事に推薦願ひまして、そのうちから主務大臣が選擇いたしましたして、委員をお願いするといふような建前につきま

私も考えておりますのは、荷馬車、牛馬車、人力車、それから人を運びます自轉車、厚生車というものがございす。そういうものを考えております。なお車輛と申すものにおきまして、あるいは早くに車輛の概念にはいりくいかと思ひますが、そのりょうものはやはり同様にこの觀念の中に入れて考へてまいりたいと思つております。それから乗合馬車のようなものももちろんこの觀念の中に入らざるつもりでございます。ただ、ごく小さな車輛でございまして、たとえば普通の自轉車でありますとか、乳母車でありますとか、それからごく小さな手車のようなもの、こういう種類のものにつきましては、命令で除外をいたすつもりであります。それから旅客自動車、定員八人以上と七人以下のものを區分いたしておりますが、これは八人以上のものはバスを指すつもりで考へております。大體におきまして、普通の乗用車は定員七人以下でございまして、ここに限界をおいて考へている次第であります。

なお、その次にお尋ねのございました公共の福祉に反する行為とはどういふことを指すのかというお話をございす。これは抽象的に書いてございす。まして、この法律に要求いたしてありますような事柄、これをしない、あるいは免許の際つけられております條件でありますとか、あるいはその際事業計畫その他で定められております事柄を行わないというような場合などが、これに當るわけでございます。最も最近な例をいたしましては、事業計畫通りの運行を理由なく怠る、あるいは運賃を不當に請求いたしますとか、禁

制品を輸送するとかいうようなものがこれに當ると存じますが、規定自身は非常に抽象的に廣く書いてございす。結局個々の場合につきまして、法規その他行政措置に付せられましたるような條件、その他この内容になつております事柄、こういうものを基準にいたしまして、一般の觀念の上から個々の場合について最も適正な運用のできるように解釋してまいりたいと思つております。今この知事の一任推薦であります。今この知事の一般に見て非常に不適任だと思はれる方でも、任期が五年ということになれば、その間辛抱しなければいけないということになるのであります。こういうふうな場合に、非常に非難があるとか不適任とかいふことが明らかになつた場合における身分に關しまして、どういふお考へであるか、これは任期中やはりその人に勤めていたかどうか。何かその邊に制裁はないのであるか。

○郷野政府委員 實際の問題といたしまして、この委員の方が特に不適任だといふことで、これを推薦せられし都道府縣知事もこれを認め一般の方にかよふに廣く考へられるといふことになりますれば、この委員の方におやめを願わなければならぬようなことに相なるかと思ひますが、一應これは實際の運びに任せまして、政令の建前の職務を執行できますように、本人の辭意の表明がない限り、これを辭任するといふような規定を考へておらない次第でございます。

題につきましても、だん／＼と御意見を承つたのでございす。ちよつとこれからかけ離れてはいるようではありますけれども、この委員会に關連しましてお尋ね申上げたことは、從來鐵道に鐵道會議といふものがあつたやうに存じております。その會議なるものは今までどういふ形で運管されておつて、しかも運輸のいろ／＼な計畫面にどれほどの貢獻をしていられるのであるか、非常に役に立つておつたのであるうかどうか、というふうな點についてお尋ね申上げたと思ひます。

○田中(源)政府委員 從來の鐵道會議のあり方及びその機能についての御質問であります。御承知の通り現行法規のもとに鐵道會議を設置することが認められておりました。これによつて定められたる鐵道會議員は、日本の交通運輸上における、陸上におきますすべての面におきまして、政府の諮問をいたします上において、それ／＼の堪能なる經驗と知能をもつておられる、いわゆるエキスパートのお集まりと解釋してもいいわけでありま。これらの方々が個々に眞摯なる意見を述べられまして、その會議によつて提出され、まごめられし意見は、現在までにおきまして、日本の交通運輸の發達の

におきまして、いろ／＼と御議論がございす。要するに現行法規の存する限りは、やはりこれをおいていかなければならぬ。しかしその法規を本委員会において改廢修正されましたらば、それによつて今後運管をいたしていきたい。かように考へているわけでありま。

○山崎(岩)委員 たいま政務次官からお話を承りまして、運輸交通に關するところのエキスパートが参加されまして、いろ／＼りつばなる案を立てて、それが實施されていつておるといふお話しありますが、私はただいま青森におりまして、東北地方の交通事情から見ますと、この鐵道會議の議員の方々は、東北並びに北海道に關しては非常にへんばなやり方をやつておる。東北、北海道というふうな所は未開の地でありま。何をしておいても道路を開闢しなければならぬ。運輸交通を徹底していかなければ、開墾することはできないという實情にある。しかるにもかかわらず、今日まで東北、北海道といふものがすこぶる投げやりになつておる。この實情を勘案してみるならば、この鐵道會議の議員といふものは、これはへんばなやり方こそすれ、決して國家の上から重大なることを進言して、政府をしてりつばなる誤りのない機能を開闢せしめたとは斷じがたい。そういう點が今日まで非常にたくさんある。われ／＼は投げやりになつてきておるのであります。そこでこの委員の點につきましても、地方にもこの委員会を設けて、そうして運輸省に對して地方的な事情を具申して、誤りのない施策をやらすために設けたものであるならば、私はまことに

結構なものであると思ふ。ただ中央に一つしかないのであつて、日本國中のいろ／＼な政策を實行する上においても、へんばなやり方をされるよりは、地方的にこういう委員会を設けて、地方の事情をよく研究され、誤りのないところの方策を具申させ、それによつて政府が一つの案を立てて實施されていくというならば、この委員会を設けることは機宜に適した處置でありま。だが委員にその人を得なかつたならば、かえつてこれは障害にこそなれ、私は仕事の上における非常な運管が生じ、非常なやりにくいことが生じてくるということも考へられるのであります。要は人でありま。人になりつばな人を得ることができません。たとへて言うならば地方においても地方事務所といふものを設けた。その地方事務所を設けて、しこうして都市における仕事をせよとやうにして設けてきたんだが、あの機能の點において、まことにややこしい仕事が多く加わりまして、決して仕事の點において圓滿、敏速に行われていない節がある。地方廳におきましてはまことにこれは困る。ただ今のところ地方がこれを利用し、政府がこれを利用しておるのは、食糧供出の問題においてやむを得ないものがある。あれが必要だと考へておるけれども、その他の行政上の部面から考へますれば、むしろじやまでこそすれ、私はいい結果ではないと考へておる。地方事務所に行つたつて仕事ができない。どうしても縣廳まで出ていかなければならぬ。しかし縣廳だけでは仕事ができない。地方

て行政面において私はやつていく以外に途がないと思つております。しかばこれを存続するか、法規の改廃をするかといふことは、國會がこの法規をいかうとも御修正をくださいますならば、その法規の面において私どもはいたして行くのでありまして、これは一にかかつて國會の仕事にあるのではなからうかと思つて、従つて鐵道會議のあり方なり、鐵道會議について御議論がございまして、當國會におきまする參事の兩院の委員會が鐵道會議が不用なりとお考えくださいますならば、その法規を廢止する法律をおつくりになるのも結構であります。またこの法規の修正をいたすというお考えであるならば、その御趣旨によつて、今後の運用をいたしていきたいと思つております。その點一にかかつて、現行法規を存置して將來のあり方を論ずるか。あるいはこれを存置しないでおいてやるか、この二面におきまして、委員會におきますところの委員諸君のお考えを定められました上において、御質問をくださいますならば、私どもはそれによつてお答えをいたしたいと思つております。しかし現行法規をかりに存置するものとして、鐵道會議の今後の運用の上につきましても、御趣旨の點を十分參酌して運用していきたいと思つておるわけでございます。

經營協議會と鐵道會議とはおのずから性質が違ふと思つております。經營協議會とは、現業の労働者と經營面に當つていく者が、この運管に向つて一定の定められたる範圍における協約によつてやつていくことがその性質でございます。鐵道會議なるものは、この經營面ばかりでありませず、技術の面もありするし、なほまた外國とのいろ／＼な參考資料等の上におきまして、その専門的な意見を徴する點が相當あると思つております。私どもはこの鐵道會議と經營協議會とについては、經營協議會なるものは行政面における運管上の一つの契約をした強力なる協議團體である。鐵道會議なるものは、この協議團體、たとえばいわゆる勞資の間における一つの協議團體とは違つて、この鐵道に限らず、他の會社でもよろしいし、つまり各方面のいろ／＼なる意見を參酌したるもの、あるいはまたその會社における諮問會議とでもいふものがあります。おのずからその性質の上において異なると思つておると思つております。その點を一つお含み願ひたい。

○島上委員 たいだいま、國會の參事兩院の委員會において鐵道會議無用であるといふことになればやめるし、また改正するといふことになれば改正するといふ答でしては、それはなるほどその通りですが、私のお伺ひいたしましたのは、政府當局がいかなる意思をもつておるかといふことです。それを今後必要なりと思つておるか、廢止すべしと思つておるかという政府の御意思をお伺ひしたい。實際たたいまの御答辯にも明らかでありますように、今日鐵道會議は開店休業であるといふのが偽りのない現状であります。過去の鐵道會議もまた運賃の値上げの必要が起つたときちよつと鐵道會議をやつて、少し悪口に當るかもしれませんが極端に言へば、運賃値上げのだしに使うという願があつた。そういうものであつてはならないと思ふ。國鐵は國民の多大なる關心をもつておるところでありますし、この再建と十分なる運行については、大きな期待をかけられておるものである。そのような鐵道會議が必要であるとするれば、當時活潑な活動をするものでなければならぬ。運賃値上げのときだけやるような鐵道會議、もしくは法規があつて現在開店休業しておるような鐵道會議といふものは、大いに考え直さなければならぬと思つておる。政府がいかなる考えをもつておるか、これについて積極的な御意思をお伺ひしたいのです。

○田中源政府委員 鐵道會議は今開店休業とおつしやいましたが、國會に席を有せられる方は法規に従ひまして御辭任を願わなければならぬといふことで、またその後任は選任いたしてございせんけれども、實は本日も鐵道會議を開催いたすことになつておるやうなわけでありまして、現行法規のありまする以上は、從來における悪い面はこれを是正いたしましたして、できるだけつばなる人を後任に選任して、お説の通り活潑にこれを諮問機關として運用していきたい。また鐵道運賃の引上げでありますとか、あるいは重要な法規等はすでに國會においていたすことに定められておるのでありまして、この運用面におきまして、おのずからこの定められましたる、國會において與えられましたる法律のもとにわれわれが運用いたします上において、必要ありと認める場合には諮問をいたし、またあるいは今後の行政面において參考になる意見を活潑に出していただくという上におきましては、鐵道會議といふものはかりにやめるといたしましても、何らかの形において、かような會は存置いたしておく方が、行政面の運管上におきまして、いいのではないかとお考えを私どもはもつておるのではありません。

○島上委員 今度は直接道路運賃法に關係して二、三お伺ひいたしたいと思つております。先ほど井谷議員の御質問がございましたが、運賃を怠る等の事實が公共の福祉に反するといふ御答辯でありました。私未だ具體的な事實を聞き取りと調査してここで申し上げる域に達しておりませんので、聞いた範圍のことですが、ある會社が營業權だけをもつておつて、非常に必要な路線に運轉をしないという事實、もしくは申譯に一臺か二臺バスを働かしているという事實、そういうような事實を聞いておるのです。これなどまつたく公共の福祉に反する行為と思つておるのですが、それについてはいかうにお考えでありませうか。

○獨野政府委員 私からお答え申し上げます。たび／＼申し上げますように、現在バスの車輛が戦前に比べまして非常に減つております。また車體も古くなつておりました。故障も多い。また修繕にも非常に努力を要するといふ状態になつております。なおその上にタイヤ、ガソリンの事情も相當窮乏にいたしておりますし、代用燃料も大體バスは代用燃料で運轉いたしておりますが、その入手につきましても非常に制約がございまして、そういう關係からいたしまして、バスの路線につきましては大體五十％が休止をいたしておる状態でございますが、營業を休止するにつきましては、むしろ官廳側の態度によるものもございまして、なお會社が自分の經營の實情から申しまして、路線の輸送需要の點もよく考えまして、監督官廳にそれ／＼認可を申請いたしまして、正規の手續を経て休んでおるのが一般の状況でございます。従いまして何か突發的な事故、その他やむを得ない事柄で、隨時一日、二日休むというようなことは例外的にあることもあるかと存じますが、原則といたしまして、休止の路線につきましては、全部認可を得ておるはずでございます。もし認可を経ないで休んでおるものがありますれば、もちろんこれに對しましては措置をとらるべきものと思つております。

なおバス運行の回数の問題でございます。これは事業計畫で定められておりますが、今申し上げました車輛の他資材の事情からやむを得ず減らしておるものもございまして、しかしながら、これもまた減らすにつきましては、それ／＼認可を得まして、認可を得ました範圍内で運行回数の減少をやつておるのでございます。かような次第でそれ／＼營業休止、あるいは運轉回数の減少につきましては、手續を経つてやることに相なつておると思つておる。これが全般的には守られておるのでございまして。

○島上委員 それではその問題をもう一遍重ねてお伺ひいたしますが、御承知のように、東京驛を中心として都バス、私バス、いろ／＼の變つたバスがたくさん入りこんでおつて壯觀を呈しておりますが、そういうバス會社が認可になつた路線を休止して、東京都

のバスと競争しているという事は、私には、車輛がない、ガソリンがない、資材がないという理由とはちよつと別だと考えられるのです。つまりあの競争に割りこんで、東京驛から都外へバスを運行しているバス會社が、私が先ほど質問いたしましたように、認可になつた、しかも非常に必要な路線を休んでおり、あるいは申請に少ししか運轉しないという、こういう事實がはつきりいたしました場合には、政府はどういうふうにお考えになりますか。

○郷野政府委員 東京驛を中心としたしまして、都バスのほかに私營のバスも運行することになりました。これにつきましては東京都と各會社との間におきまして運輸の協定をいたしました、認可を得て實施をいたしましたのでございます。これは東京都の郊外から都にはいりません間におきまして、朝晩の特に通勤時間におきます交通が輻湊いたしましたので、電車の輸送も都營のものも省營のものも非常に行き詰まつておりました、これが救済をいくらかでもほかりたいという考え方から、さういらい連合車から拂下げを受けました車輛を、これに充當することの許可を得まして、實行をいたしましたのでございます。従いましてこれを實施する上におきまして、各私營バスの業者も、現に運行を休んでおりました路線、また運行同数の減つておりました路線につきましては、同時にまた別の方法でできるだけ運行回数を殖やし、また休止路線を復活するという努力は、その路線の交通需要に適應いたしましたので、今後において努力をするという前

提のもとに進めていられるのでございます。この東京驛への乗入れにより、これがために休止路線が殖える、あるいは運行回数が減るといふような事實は絶対にないのをごいまして、これが増加につきましては、むしろ別の方法で今後におきましてもできるだけの努力を拂い、私どももいたしまして、またこの事業の經營に當つておきます業者の面におきましても、努力をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○島上委員 第二十六條に、主務大臣は、旅客または物品の運送を確保するため必要あるときは、業者に運送を命ずることができるといふ規定がございます。これはもちろん今度の水害のよるな非常時の際にも適用されることだと思ひますが、私は今度の水害について、最初現場へ行つてみました際に、食糧の配給が非常にうまくいつていない。その理由は何かと言つと、輸送機關がないといふためです。輸送機關といえは船が特に重要な輸送機關であるわけですが、しかし船以外にトラックも必ずしも十分でなかつたといふ事實があつたのです。この二十六條はあつた非常時の場合にも適用すべきものであるかどうかといふこと、この法律は現在はまだ施行されておられませんけれども、今度の水害について、さういふような處置を主務大臣がとられたかどうかといふ二つの點を御説明願ひます。

○郷野政府委員 この規程は現行法にも同種類のものがあるのでございまして、現在におきましても、主務大臣が公益上必要と認めます場合におきましては、運送の命令ができること

になつておりますので、この規定の實施をすることの必要がありまされば、できるのでございます。しかしながら今回の水害にあたりましては、各地におきましてトラックの業者の方も進んで輸送に協力するといふ申出をされ、またその態勢をとつてまいりました。なおまた自家用の車につきましても、さういふ申出も受けております。私どももいたしまして關係の各省、また現場におきましては、自動車事務所が各都府縣と緊密な連絡をとりまして、その手配をいたしましたので、特にこの條文によりまして輸送命令を出すといふ處置をとらないで、輸送の確保が一應できたのでござい

す。またこれからもさういふつもりで、今後の復舊その他必要な資材の輸送に當るつもりでございます。従いまして今後この二十六條の運用に當りましては、もちろん今度の水害のごとき場合に對して發動できるものと考へて、運用に當るつもりでございます。

○島上委員 最後にもう一つお伺ひたいのですが、政令に「左に該當する者は、道路、運送委員會の委員となることができな」といふところの第一に「刑餘者」といふのがあつた。この内容についてですが、刑餘者といふも、いろ／＼犯罪の性質もあつたし、刑罰の長短もあつたし、現に戦後は戦時中あつた不當なるいろ／＼の法律廢止によつて、以前には刑餘者となつておつた人々が、厳格な意味では刑餘者ではなくつた者もあるわけですが、さういふ刑の性質とか、長短とかいふことを、その内容として考へておるかどうかといふ點を伺ひたいと思ひます。

○郷野政府委員 この刑餘者の場合につきましては、實際規定いたしますについては、一年以上の懲役または禁錮の刑に處せられた者で、その執行を終り、または執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者、かよるな規定を設けて運用してまいりたい。かように考へております。従いまして刑の重さによりまして一應の基準を設けておるわけでございますが、犯罪の性質その他につきましては、ただいまのところさう考へておらないのでございまして、この規定の運用によりまして、大體一般論としては差支えないのじやないか。かように考へておるのであります。

○田中(源)政府委員 ちよつと颱風の被害状況からその後開通いたしましたもの、及び開通の豫定を御報告申し上げます。上越線におきましては澁川・敷島間が九月二十七日十五時に開通いたしました。敷島・津久田間は十月三十一日の豫定であります。津久田・岩本間も同日開通の豫定であります。岩本・沼田間は十一月十五日開通の豫定でございます。東北本線の久喜・栗橋間は十月十五日開通の豫定であります。栗橋・古河間は十月一日の豫定であります。奥羽線の湯澤・十文字間は九月二十九日すなわち本日午前中に開通いたしました。常磐線の龜有・金町間は九月二十七日二十時十五分上に線が開通いたしました。總武線の新小岩・小岩間は九月二十七日から下り線を開通いたしました。列車は全線開通しております。さうして三十日には大體復舊線上下り兩線とも開通する豫定であります。それから金町線の新

小岩・金町間は十月五日の豫定であります。長野原線の澁川・長野原間は九月二十八日の十五時に開通いたしました。中央線の大月・初狩間は十月十日ごろ開通の豫定であります。身延線の甲斐上野・東花輪間は十一月一日開通の豫定であります。兩毛線の足利・桐生間は十月十五日、伊勢崎・駒形は十月二十日ごろ大體開通する豫定であります。小本線の岩手町屋・押角は九月二十八日すなわち昨日開通いたしました。釜石線は十月一日開通の豫定、山田線は大體同様であります。陸羽東線の北浦・陸前古川は九月二十五日に開通いたしました。また陸前古川・中新田は九月二十八日に開通いたしました。若山・池月は大陸において十月八日の豫定であります。足尾線は十一月五日の豫定でございます。以上復舊状況を御報告申し上げます。

○前田(郁)委員 長代理 皆さんにお話いたしました。午前の質疑はこれで打ち切りました。殘餘の質疑を午後になわしたいと思ひますが、いかがでありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○前田(郁)委員 長代理 それでは午後一時半より再開いたします。
午後零時二十分休憩
午後二時三十分再開

○正木委員 再開いたします。これより質疑を行います。矢野政男君。
○矢野(政)委員 ただいま上程になつております議案につきまして、まず関連いたしております問題につきましてお尋ねいたします。
去る十六日の夜半の水害によりまして、關東地區が數縣にまたがりまし

て、關東地區が數縣にまたがりまし

いたしておりますし、省といたしましての根本的なる方針につきましては、過般から協議を續けておるような状況でございますので、堀川代議士に對する答辯を暫時保留させていただきます。大體省營の本年度の實施の見込みがつきまじらば、その一覽表等もつくりまして、當委員会に諮りもいたしたい。かように考えておりますので、暫時――長いこととは申しませんが、ある一定の期間まで御猶豫をお願いしたいと思つております。

○堀川委員 今政務次官が御答辯になりました通り、その中には省營の計畫をしたものに對しては、一路進進したいと思つた所であるというお考えの點をちよつとお話になつたようであります。なほこの點に對しては一應答辯を保留して、できるだけ省の確立した路線をこの委員会に發表して、それに對して省として斷行いたします。こういふことでありますので、まずそれを一日も早く提示されんことを要望いたします。それまで保留いたしておきます。

○山崎(岩)委員 水害の問題については、先ほど矢野さんからも質問があつたのでございますが、いろいろ水害復舊に對して運輸省で御苦勞なすつておることは、私も認めておるのでございます。それで政府の事業といわず、地方の公共團體の事業と言わず、いろいろ復舊事業の點についていい成績をあげて進捗しておりますものは、ひとり運輸省の事業關係であると私は斷定することができません。まずもつて地方におきましても、いろいろ橋をかけるとか、あるいは護岸工事をやると

か、いろいろ仕事をやつておるけれども、その仕事はなか／＼はかどらない、ところが運輸省においてやつておる仕事こそは、まことにきびきびとやつておる。そうしていろいろ難事業もありまして、よければ、ともかくも鐵道を通して、あまたの人々に對して運輸上における便利を與へておることは、まことに感謝にたえないのであります。こういう運輸省における復舊事業に働いてくれるところの人々、あの人々のような考えをもつておつたならば、日本の經濟再建のごときは、もう言うまでもなく明朗に行われるものであると思つた。たとへば石炭の増産のごときでありまして、運輸省におけるところのあの心構え、あの仕事をやつておる人々の考えでやつたならば、どんなことでもできるといふことを考えておられます。

そこで私はちよつとお伺ひいたしましたのであります。これらの人々、こうして働いておる勞務者の方々に對して運輸省としては特別に何らかの手当をやるか、あるいはめんどうを見ておるか。運輸省においては直營でやつておる所もありまして、あるいはまた請負でやつておる所もありまして、これらの人々が眞摯敢闘して水の中を働いておる状況、この人々に對しては、私も委員としても何かの特別なこれに報いる途がなければならぬと考へておるのであります。これについて運輸省はどういう處置をとつておるか承りたい。

○田中(源)政府委員 たいへん眞摯な激勵のお言葉をいただきました。まことに恐縮にたえないのであります。運輸行政は一日も休止を許さない状態の

ものであります。機械と人力をもつてすべてのものを完成して、交通行政の上に御迷惑をかけないようにするのが本来の使命でございます。しかるに資材も制約されまして、かつまた勞力その他の條件の不足のために今もつて開通に至らない。午前中に御報告申しましたような實態で、かえつて私ども恐縮いたしておるような次第でございます。しかしながら、あらゆる努力を傾注いたしまして、國民の期待に副うように一日も早くこれを開通したい。冬季を氣構えて林産物等は各驛とも非常に滞りたしておるのであります。これを何とかして早く輸送したいと考へております。さらに食糧の出廻り時期を氣構えておりますので、一刻もこれを待つことができないというので努力をしております。これらの人に對しましては、特別時間外その他の手當は規定もされておりますし、それらにつきましては、手當は出しております。また食糧その他の面につきましても、政府の方におきまして、できる限りの援助をいたしまして與えておるのであります。ただいまのところでは、これらに従事しておる人々から、これは對する不満はあつても心を得ておりますが、なほ一應現場を調査いたしまして、足らざるところは十分にこれを補つて、できるだけものを早く差上げたいと心得ておるようなわけであります。

○山崎(岩)委員 ただいまの政務次官の御説明でございますが、これらの人々に對しましては、本省としてやらなければならぬ處置は何分とともつていただきたいと思つております。次に戦時中自動車交通事業に伴うところの、たとえばトラックの會社であるとか、あるいはまた乗合自動車というふうなものを統合いたしました。大きな會社にしておる。縣によりましては單一なものになつておるものもあり、それがたゞいまのところ車が足りない。その他の資材が足りないというふうな關係で、全面的に運行を休止しておる所があるのであります。またこれからの運行の見込みの立たない所もある。どういふふうなものは本省といたしましては、一日も早くこれを手を入れます。やれないものはこれを他の會社なり、あるいは個人なりに譲渡して、一日も早くこれらの仕事をやれるようにしてやらなければならぬ。私は考へるのであります。その點についてどうお考へになつておるか、承りたいのであります。

○田中(源)政府委員 現在の各路線の休止状況は、過般來當委員会におきまして郷野政府委員よりしばしば説明しております通り、約五〇％ほど休止いたしておるのであります。戦時資材の保有の點から考へまして、鐵道並行線等のごときは、政府みずから休止を命じたものもあつた。またこれを互いに協定ししくは統合して、一線にやらしておるような状態の路線もあつた。そういうふうな状態、あるいは戦時中におけるトラック及びバスの徵用等によりまして、これらの運輸機關が漸減をいたし、かつまた副資材の缺乏からしまして、やむなく休止しておる路線もあるのであります。かような實態が戦時中續きました。戦後における現實の姿になりますれば、ここに日本の經濟事情が國民生活に與えますと同じような影響が、業界にも與え

られてきておるのであります。この休止路線は會社の法的なる義務を怠つて休止しておるものもあつた。あるいは、あるいはたゞいま申しましたような條件のもとに、休止しておるものもある。これをたゞちに復活をいたします。これは、相當なる車輛並びに資材の整備をいたしていかなければなりません。しかし現状におきましての車輛の製作、その他の資材というものは、まことに寥々たるものでございます。その主たる燃料並びにゴム等におきましては、一に輸入にまつほか任方がない状態であり、燃料の輸入の限度もございまして、ゴムの輸入に至りましては、御承知のごとく前議會におきまして、建議案によつて政府を奮勵し、約三萬トンの生ゴムの輸入を見るに至り、自動車のチューブ、タイヤに對しては第三・四半期、第四・四半期に二千トンの原料ゴムの特別に確保いたしているような状態でありまして、これまたたゞいま申し上げました通りに、非常に資材に制約されておる現實でございます。従つて今後これをいかにするか。一面においては民間の要望は非常に強うございまして、一面においては資材の面において非常に制約されておる。また道路行政上の關係等によりまして、まことに民間の要望にこたへられない状態に現實あるのであります。しかしながら車輛の生産を増加し、またできるだけゴム製品等を確保いたしまするとともに、燃料におきましても國內といわず、國外からの輸入につきましても貿易回轉資金等にできるだけ依頼して輸入を増加いたしまして、漸次休止路線に對しては車輛及び燃料の

補給をして、これを復活せしむる方針をとりたいと思いますが、その半面におきましては、これらの營業の實態を實際に調査いたし、また先般も申し上げましたように、各鐵道局並びに自動車事務所において現行各會社の既許可線に對する營業の實績を調査いたしました、戦後の經濟上の變化に伴ひまして、交通量の變化も來しておると思ひますから、その運行狀況等をも十分に精査いたしまして、不要の路線はこれを廢止し、新たにまた必要なる路線はもちろん、業者もしくは省において必要と認めるものは、いづれかにおいてこれを開設し、同時に民間企業會社の企業狀態が悪ければ、これを統合または他の適當なる業者に代らせる等お説のごとくにこれを漸次改良していきたいという方針をもつておるわけでありす。右よう御了承を願ひたいと思ひます。

○山崎(岩)委員 もう一點お尋ね申し上げたいと思ひます。青森縣下北郡の大畑町から大間という所まで、あの半島の鐵道路線は約八割くらいでき上つておる。ところがたゞいまのいろ／＼な事情によりまして、未だにこれに對してはレールを敷設することができない。それからまた機關車が足りないとか、その他のことによつて未だ鐵道の營業に従事することができない状態でありす。ところが路線はちやんとできておる。そこで私はお尋ね申し上げたいのでありますが、あの地方におきまして軌道を準備して、そしてきわめて簡単な、あれはちやうど營林局あたりで使ひます森林鐵道用の機關車と思ひますが、あの程度の機關車で客車をひつければ、相當役立つようなものが

準備してあるものであります。これは二十キロや二十五キロの距離においては、これよりつばに敷設することができる程度に準備してあるものがある。そういうものに、運輸省でつくりましてあの鐵道の敷設を貸して、一年なり、二年なり利用せしむる。そうすると地方民はこれによつて非常な惠澤を受けるわけでありす。せつかくあゝいうふうなトンネルもでき上つて、つばに鐵道を敷設し得るような準備ができておる道路敷地が、いよいよか、鐵道レール用の敷地がある。それらに對して軌道を通しさえすればいいのだから、それを貸してもらいたいのであります。とにがく一年でも二年でも、今の下北の大間鐵道が完成するまで貸してくればいい。そうすればそこに軌道をひつづつて役に立てることができ。そういうことはできないか。それくらい便宜をはかることも、まことに民主主義的な經濟再建のやり方ではないかと思ひます。それくらい勇斷が運輸省にあつてほしいと思ひます。あつてはいいかですか。

○田中(源)政府委員 お答え申し上げます。まことに山崎委員のお説のごとくに、申譯ない路線は全國に多々ありす。せつかく路線ができておつても、また戦時中わざ／＼敷いた路線でも、引續き今日まで放棄してある。こういう路線は全國に多々あるものであります。そこで今考へておられますことは、山陽の鐵道路線が非常に悪うございまして、殊に水害等による恒久對策を考へて災害防止等を考へますならば、相當の鐵道が要るのであります。今必要な路線を運輸省が暫定的に改良し、まず敷設いたさうと思ひます。それ

ば、その補修をするだけでも十數萬トンの鐵道を要するのであります。完全にやるならば十萬トンも要ります。さしずめ第三、四半期、第四、四半期に國鐵に與えられる鐵道量は、約三萬トン程度だろつと想像するのであります。かようなことでは、とうてい今日の危機に瀕してある老廢した國鐵の現状維持すら困難でありますので、目下安本とも相談いたしまして、鐵道において十萬トンの輸入を受けるか、レールにおいて少くとも十萬トン近いものを輸入を受けるか、いづれか最後の交渉を今日いたしておるのであります。この輸入が参りますれば、たとえば五十キロのものを取りかえるなら、三十キロだけとりえる。そういうふうにして浮き上つてきたものを新線路にまわして一部開通していきたい。萬一そういうことが運輸省において見通しがつかない場合には、その線路の上にトレーラーバスをひつづけることも一つの手段である。それも燃料なり、たゞいま申しました資材の制約からいけなないという場合には、最後にお説のごとき手も考へてもいいのではないか。そういう場合には一定の見通しをつけて、地方鐵道に國鐵の敷地を貸すのは、これは一應われ／＼の方でも検討してみなければならぬ立場もございしますが、こゝいつた三段階のやり方においても、要するに鐵道の輸入の結果にまつほかならば、大體において安本等の交渉も片づくものと存じますから、おそらくは今議會中にある程度の見通しもついて所見を申し上げ得る機會があるのではないか、實はこちらもそういう機會の早く参るようにならうと思ひます。

して、取急いでおるような次第でありす。さよう御了承を願ひます。

○山崎(岩)委員 たゞいま政務次官からまことに御親切なるお話を伺ひまして意を強うするものがあるものであります。下北郡のこの路線は、函館との交通上非常な便益をもたらすものであります。大間と函館の間は機帆船でわずか二時間で行くのであります。ところが連絡船で行くと七時間もかかる。これが機帆船でなく、もつとよい船なら、もつと時間が短縮される。それで地方民の要望は最も大きいものがあるものであります。どうか地方民の要望をお認めくださいます。何分の處置を講じてくださいますなら、まことに仕合せに存じます。

○正木委員長 高橋英吉君。

○高橋(英)委員 新たにできた制度のこの委員會のことについて、ちよつとお聴きしたいと思ひます。委員會は地方委員會と中央委員會の二つにわかれておりますが、その權限と言ひますか、管轄と言ひますか、さういふ區別はどこにあるのでありますか。條文を見ても、地方委員會と中央委員會との權限の區別というものがなうようですが、どういふところで區別をつけられますか。職務權限の範圍について伺ひます。

○郷野政府委員 中央の委員會は、主務大臣であります運輸大臣の諮問に應じて意見を述べることになりますので、運輸大臣の權限に屬する事項につきまして意見を述べることになるものと考えております。なお地方の委員會につきましては、鐵道局長の所管の仕事につきまして諮問に應ずることになりますので、鐵道局長の權限に屬する事項につきまして調査を

し、意見を述べることになります。さうしていかなる事項が主務大臣の職務に屬するかというところにつきましては、お手もとに差上げてございまして、政令案におきまして、一應その點を明らかにならしてあります。鐵道局長の權限に屬することにつきましても、運輸大臣の職務に屬することの委任もございまして、相當重要な事項もございまして、當然これらにつきましても、地方委員會の意見を徴されることに相なるのでございす。なおまた實際の運用におきましては、中央の委員會が運輸大臣の諮問に對して意見を述べます場合に、おそらく委員會の内部におきまして、地方の委員會の意見を徴しまして、これを綜合して大臣に意見を述べるといふこともあると存じます。従ひまして地方の委員會も、中央の委員會が諮問を受けましたことにつきましても、委員會内部の連絡をいたしまして、意見を中央委員會に述べることでもできると思ひます。特にこの委員會の構成をいたしまして、地方の委員會の委員長が中央の委員會の委員になる、こゝろいふ考え方をいたしておりますので、その點は一般に地方と中央との連絡におきまして、はつきり實行できるものと考えてございす。

○高橋(英)委員 さうしますと、この審議の目的の事業というものは、中央と地方では大分程度において違ひができてくるのではないかと存じます。中央委員というものは地方委員の委員長九名によつて構成するということになつておると思ひます。むしろ地方で委員長に選ばれるような人でありすから、中央に参られましても、日本全國

第一類第十四号 運輸及び交通委員會會議録 第二十一号 昭和二十二年九月二十九日

の問題についてまた運輸関係の高度の
 事案についても、十分判断をせらる
 との良識をもつておられようとは
 思いますけれども、しかし地域が地方
 に局限されておりその局限されたうち
 から選ばれた委員長であつて、その委
 員長のみが中央委員会を組織するとい
 う建前になつてゐることは、中央と地
 方との審議の對象がそれほど違つてい
 る以上は、そこに何らかの缺陷が生ずる
 のではないかと。中央からも、地方から
 選出された委員以外のもつと中央的な
 と言いますか、そういうふうな委員が
 選出される必要があるのではないかと
 思います。その點いかがでしょうか。
 なるほど中央と地方との連絡は、地方
 から出た委員長が中央委員会を構成す
 ることによつて十分連絡はとれますけ
 れども、地方のそういう選出された人
 以外に、中央により高いというかと、と
 にかく中央から全貌が判断できるよう
 な人、そういう人を必要とするので
 はないか。その點についての御意見を
 伺いたいと思ひます。

○郷野政府委員 地方の委員会の委
 員の方は、都道府縣知事からこの委員
 会の重要な任務に對しまして、最も適
 任である方を御推薦願うという建前に
 いたしております。従いまして地方の
 各都道府縣におきまして、その陸上
 運送の問題につきましては、適正な意
 見をもつて委員会に臨んでいただける
 ものと考えております。こういう方が
 また中央に地方の委員長として出られ
 ます場合におきましては、中央におい
 て取上げられますような重要な全国的
 な問題にいたしまして、結局各地各地
 の行政をやはり對象といたしましたも
 のがございますので、地方の事情によく

通曉しておられまして、公正妥當な判
 断を下していただけるような方のござ
 いましたならば、中央における案件に
 つきましては、やはり同様に適正な御
 意見を述べていただくことができるの
 ではないかと存じます。そういう方は
 中央委員会の意見の開陳につきまして
 も、よく地方の實地の事情に適した御意
 見が立て得られるのでありまして、そ
 ういふ考え方が全國の問題を取扱つてい
 ただく上においても適當ではないかと。
 かように考えておる次第であります。

○高橋(英)委員 この點についてい
 る考え方があると思ひますから、私
 どももおこの點よく考慮してみたいと
 思ひますが、當局においてもなお一段
 と御考慮を願ひたいと思ひます。

それからこの委員の任期が五年とい
 うのは、長きに失するのではないかと
 いう説が盛んでありますが、この點に
 對する御意見、それから委員会の権限
 のうちに補償關係、この省營の自動車
 の關係でいろいろ補償する場合があ
 る。路線の買上げその他補償という條
 項があるようであります、あの補償
 關係の事項が審議の對象になつていな
 い。委員会の審議權限のうちにはいつ
 ていないといふふうに見られるのであ
 りますが、この點についてもどうい
 うことになるか。もしこれは審議するこ
 とになつていない。あの何とかいう施
 行令、前の法律、規則のみによつて審
 議され、この委員会にかからない、審
 議の對象にならないというのでありま
 したならば、補償問題は大きな問題で
 ありますから、委員会設立の趣旨に反
 するのではないかと思ふのであります
 が、その點に對する御意見を伺いた
 と思ひます。

○郷野政府委員 道路運送委員会の委
 員の任期についての問題でございます
 が、これにつきましては最近設けられ
 ましたほかの委員会の委員の任期など
 を調べてみますと、やはり重要な委員
 会で五年の任期になつておる例がある
 ようでございます。たとえて申せば公
 正取引委員会の委員のごときは任期は
 五年になつております。交通の問題に
 つきましても、非常に専門的な事項で
 ございまして、かつまたいろいろこう
 いうお仕事につきましても御経験も必
 要ではないかと考えまして、私どもは
 任期を五年にすることが、ほかの委員
 会の事例などに比較して研究いたしま
 しても必要ではないかと。かように考え
 ておる次第でございます。

なお補償につきまして、この委員会
 の意見を徹してきめるようにしたら
 いじやないかというお話でございます
 るが、この委員会に諮問すべき事項
 といたしましては、この法律の實施に
 要する政令、命令というものがかかる
 ことになつておるので、補償の
 問題につきましても、どういふ建前
 であるか、補償のやり方をどういふ
 基礎的な事項、補償の基準、やり方とい
 うような問題につきましては、も
 んこの委員会の意見を徹してきめな
 ければならないことになつております。
 従いまして補償についての政令も出ま
 すし、またその政令をもとにいたしま
 した命令も、委員会に諮問せられまし
 て出るものになるものと考えておりま
 す。しかしながら、これに基きまして
 實際に補償を計算して事務を取扱いま
 する仕事は、原則といたしまして特に
 重要なものといふふうにも考えられま
 せんので、一般の官廳の事務として

取扱つていいのではないかと。かように
 考えておる次第でございます。

○高橋(英)委員 そうしますと、今の
 補償の問題は、何らかの形において委
 員会にかかるとなるかというふうな
 御説明のようにとれたのですが、最後
 にかねなくともよいのではないかと
 うふうにもとれたのであります。私は
 補償というのは非常に大きな問題であ
 るから、やはり委員会にかけるべき制
 度にしていただきたいと思ふのであり
 まして、もし委員会に何らかの形でか
 けられるということになり、それに御
 異議がないのであります。法律の審議事項
 の一項に、やはり追加事項として補償
 の件を挿入して追加したらいいと思
 ます。それが、それに対する御意見は、強
 いて御反對にならぬのであります。さ
 うでありますか、お聞かせを願ひたい
 と思ひます。

○郷野政府委員 私がただいまお答え
 申し上げましたのは、補償につきま
 しては補償のやり方、この基準につ
 いては政令を設けなければならぬとい
 うことになりまします。これは當然
 第八條の第一號によりまして、委員
 会に諮問せられることにならぬのでござ
 います。そして委員会の諮問を経てま
 りましたやり方によりまして、實際の
 補償の計算をして、この事務を取扱
 いますのは、委員会にかけなくてもい
 いのではないかと。またその方が、もう
 なる事務でございまして、事務の
 取扱ひ方も迅速に、簡易にできる。か
 ように考えておる次第でございます。

○高橋(英)委員 そうすると、第八條
 の四の「自動車運送事業の停止及び免
 許の取消」というところで、補償の
 問題はここで審議ができませんか。補償
 というのは、何か命令によつて動き
 しないような基準が與えられて、審議
 する必要がない。マイルに對して
 くらとるといふふうな——等
 か、二等地といふふうな階級でも
 つており、もしくは平等であつて、
 マイルいくらというところで、審議の
 地のない、すなわち伸縮性のない、
 幅のないといふふうな規定でもでき
 ないといふふうなことになるので
 必要ないといふことになるので
 ありますが、
 それでもこの四號あたりで自然その
 點に對する審議ができるというふう
 なことになるのですか。

○郷野政府委員 今申し上げましたよ
 うに、補償の規定につきましては、こ
 の第一號の「この法律に基く政令案の
 立案並びにこの法律に基く命令の制定
 及び改正」これで補償に関する規定が
 できますので、これを一號の規定に
 よつて委員会に諮りしなければなら
 ないものと考えておるのでございま
 す。第四號の規定は、これはまた別の
 行政處分といたしましての事業の停
 止、免許の取消でございます。補償
 の問題とは關係がないのでございま
 す。なお補償のやり方でございますが、
 現在の自動車運送事業法におきま
 して、やはり補償につきましては、
 出しております。これによりまして實際
 の計算をいたしておりますが、補償
 のやり方は、やはりその路線の運輸事
 情、またそれに基づきまして現在の業者
 の方がどういふ収入をあげておるか
 というふうな點を基準にいたしまして、
 その實情に應じて多い少いというよ
 うな計算が出てくるのでございま
 す。これは營業停止の場合の補償と、また
 營業を繼續いたしましたして利益が減少す

る場合の補償と、二通りでございますが、この場合の補償のやり方につきましては、現在におきましても勅令で規定がございまして、大體今後におきましても、補償のやり方自體につきましては、現在の規定を踏襲いたしたい。かように考えております。

○高橋(英)委員 くだいようですが、それならこうなるのですね。補償に關する政令などは、一號でむろん委員會が審議することになる。諮問を受けることになるのですが、その政令が出たならば、その政令の施行については行政府が、この委員會に諮問せられず、補償額なんかを決定する。こういふことになるとつていいわけですね。補償額はむろんのことですが、補償するかしらないかということも、大體さういふような方針についても委員會はタツチしない。委員會には諮問がないといふふうなことになるのですね。さういふ承してよろしいですか。

○郷野政府委員 補償するかしないかということは、この法律に基きます。政令で、こういふ場合は補償するといふことをはつきりきめておりますので、これに該當いたしまする場合、補償をしないといふことはできないのでございまして、従いましてこれに該當する場合は、省營自動車が開通いたしましたしてそれがために營業を廢止する。あるいは収入が減るといふ場合におきましては、法律に基く政令の定むるところによりまして、原則として補償をしなければならぬといふことにならぬのでございまして。なおこの政令に基きまして實際の事務を施行する場合におきましては、この委員會にお諮り

しないで、官廳の事務をいたしまして處理をさしていただきたい、かように考えておる次第でございまして。

○高橋(英)委員 よろしゅうございまして。

○正木委員長 前田郁君。

○前田(郁)委員 私は道路運送委員會に對してお尋ねいたしたいと思ひます。この道路運送委員會といふものは、なかく重要なものでありまして、いろいろ諮問をされるように書いてございまして、どうもこの委員會と道路運送委員會と重複するやうな問題があるのじやないか。たとえばこの第一項に、「この法律を改正する法律案及びこの法律に基く政令案の立案並びにこの法律に基く命令の制定及び改正」と書いてありますけれども、こういふことはこの道路運送委員會にかけなくちゃならないものでございませうか。すでに法律の審議といふものは運輸交通委員會がやることになつております。それをさらまた道路運送委員會におかになつたり、あるいは立案すると言いますと、これはちよつと運輸交通委員會が二つあるやうに私も考えられるのであります。この道路運送委員會といふものは、むしろこの法律を適用される場合に、いわゆる行政面においていろいろ民間の情勢であるとか、いわゆる民主化するといふ意味から諮問をされることが多いので、こういふ法律の立案をするとか、あるいは政令をどうするかいふやうなことは、本委員會が主としてやるべきものであつて、これまで道路運送委員會にかける必要があるかどうか、これはまことに重大な問題じやないか、私はかように考へるのであります。またこれから推

してみますと、將來道路運送委員會と運輸交通委員會とが法律の立案趣旨においてまつたく相反する考えをもつこともあると思ひます。そつういふ場合にはどういふ立場に立つて政府はこれをとつていくか。運輸交通委員會においては右の考えで、これを解決する、しかしながら立案者は道路運送委員會において左の方の考えでやつたという場合がありますれば、ここにただちに政府が困りになる問題が出てくるのじやないか、こういふことを考へるのであります。私もはむしろこの法律の立案であるとか、政令案とかいふものは、まつたく運輸交通委員會一本建ておやりになるといふことが本筋ではないか、かように考へておる次第でございまして。この點についてさらに政府側の御意見を伺ひたいと思ひます。

次に先刻馬上委員から詳細にわたつてお尋ねでございましたが、鐵道會議の問題であります。鐵道會議といふものは鐵道敷設法の第何條かに鐵道會議にしろ／＼なことを付議しなくてはならないといふやうなことにために、鐵道會議があつたわけでございますが、その鐵道會議の本質的問題は、ほとんど今日はこの運輸交通委員會に移つておるのじやないか、私はこう考へるのであります。それで前に田中政務次官は、もし運輸交通委員會において鐵道會議を廢すべしといふ決議をなされば廢してもいいといふことであります。だが、しかし私も鐵道省においていろいろな委員會があつて、相當重複を極めておるやうにも聞き及んでおるのでありますから、この際むしろ政府としては、こういふ重複するやうな無

用の官制をお改めになることが能率増進の第一歩である。また人員淘汰という上から、いわゆる行政整理をやる上からも必要ではないかまた屋上屋を加えていくといふやうなやり方は、日本の行政をますます複雑ならしめるゆゑであると思ひますので、今後新憲法の實施とともにさういふ方面も思ひ切つてやつていただきたい。むしろこの際鐵道會議のごときは廢して、もしあの鐵道會議の中に行政面において必要なものがございますれば、また特別な委員會をおつくりになることも必要であると思ひますが、運輸交通に關する法律案の制定その他重要問題に對しては、運輸交通委員會ででき上つておるわけでありますれば、なるべくこれを中心としてやつて、すべてのまざらわしいものはこの際整理をするやうにやつていただきたいと私も考へておるのであります。この點についても政府の御意見を承りたいと思ひます。

○田中(源)政府委員 お答へいたします。第一の御質疑でございますが、國會がいかなる法律をここに改廢なさるやうとも、あるいは立法なさるやうとも、最高機關でありますから、これは憲法の條章によつて明らかであります。もし政府内部において立法をいたす場合、あるいは政令等を改廢いたすやうなことが起つてまいりました場合には、とりあえずこの委員會に諮問をするといふ意味でございまして、決して御説のやうな考え方をもちつておらないのであります。別個のものであります。この點は御了承願ひたいのであります。それから運輸省内部における各種の

委員會とか會議でございまして、御説のごとくに財政法によつて資金とかあるいは立法的な事務は國會に移つておるのであります。行政面については必要ならだけ存置してあげたいと思ひます。これは御説の通りであると思ひます。従つてその面について私どもは政務官としてできるだけの努力を今拂ひつつある實情でございまして、要するに鐵道會議なるものも現行法規がございまして、その法規によつてこれはおかれておるのでありますから、やはりこれには多くの非難もございませうが、午前中に答へいたしましたように、日本の運輸行政の面におきましては相當貢獻をしてきておると思ひます。しかし鐵道會議存置の可否といふ問題については、その法を存置するかしらないかといふ問題でありまして、これらは國會においてきめていただく方が、運輸省自體で決定するよりも立憲的であろうと思ひます。なおまた私どもにおきましても、行政面においては先ほどの御説のように、行政に必要なる緊急諮問機關であるとか、委員會、あるいはその他の會議は、これを存置しても民間のエキスパートに絶えず研究してもらい、またすべてのもを交流して、行政の上に資していきたいと考へておるやうなわけでありまして、立法の面におきましては御趣旨のやうに、漸次さういふやうに改廢をしていきたいと思ひます。ただこの鐵道會議なるものも存置せしめるか否かといふ立法の改廢は、一にかかつて國會において御決定を願ひ方が妥當かと考へております。

のではないかと思ひます。従つて法律案と提出権がいづれにあるかといふことはまだ未解決の問題であります。現在においては政府にもあり、議員にもあるといふふうに現實にはなつておるのであります。この委員会に對する諮問は、結局現實に即して政府に法律の提出権、發案権があるといふことを前提として、從來のように、政府の行政内部だけで立案して議會に出し、委員会にその審議を請うといふやり方にやるか、政府の行政部以外に、道路委員會のごとき、民間より選出したところの民主的な機關を設けてあらかじめ議會に發案する場合に、その民間の意見を取入れて、どういふふうな立案にしたらよいか、どういふ法律案の原案をつくつたらよいか、そういう諮問をする點にこの立法の趣旨があるのではないか。すなわち從來行政部内だけでやつておつたものを、道路委員會に相談をかけて原案をこしらへるといふところにあるのではないかと思ふのであります。そうすれば結局行政部だけでやつておつたものを道路委員會にも協議することになりますから、一面においては民主的だといふことにもなりませうけれども、われ／＼運輸委員がせつかくありますし、また將來は國會において立案するといふ傾向になり、しかもその機關が備わるということになりますならば、おい／＼この法律は空文化するのではないかといふふうにもとられるのであります。そういう意味において、この空文化せられるものを、將來また削除するといふ手数を省いて、現在において省略しておいた方がよいのではないかといふ御意見も成り立つのであります。原案をつくるのに、

國會に出すまでに、道路委員會に相談するといふことが適當であるかどうか。これをわれ／＼は考えてこの案に賛否を表明したらよいのではないかと思ふのであります。さう考へてよろしいのですか。

○田中(源)政府委員 高橋さんの御解釋の通り、お考へいただきまして結構です。

○前田(部)委員 この問題はなかつ／＼重大な問題でございますが、いづれ逐條審議のときに、あらためてまた御説明をお伺いしたいと思ひます。これで打切ります。

○正木委員長 皆さんにお語りいたします。他に質疑の通告者もありませんが、時間も相當経過いたしましたので本日はこの程度で打ち切りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○正木委員長 では本日はこれで散會いたします。次會の日程は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時七分散會

昭和二十二年十一月十九日印刷

昭和二十二年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局